

解約通知書

通知日 年 月 日

貸主 様

株式会社セントラルハウジング 御中

私は賃貸借契約を解約し、賃貸物件を以下のとおり明渡すことを通知致します。

なお、万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害を賠償致します。

借 主									
退去日	年	月	日	退去 立会日	<input type="checkbox"/> 未定(後日連絡)	<input type="checkbox"/> 希望日	月	日	
現住所									
物件名									号室
氏名									印
連絡先	()	—		携帯	—	—			
新住所									
新連絡先	()	—		携帯	—	—			
敷金 返還先 口座	金融機関名				本支店名				
	口座番号	普通	・	当座					
	フリガナ 口座名義								

----- キ リ ト リ 線 -----

<注意事項>

- この通知書を、郵送または弊社までご持参下さい。郵送の場合は、配達証明または郵送後の電話確認をお願い致します。なお、電話・FAXのみでの解約受付は致しません。本書到着日をもって、解約の受付と致します。
また、解約意思表示の変更・撤回は出来ません。
- 賃貸借契約書記載の賃貸名義人以外での届出、または名義人以外の敷金返還先のご記入は受付致しかねます。
- 明渡しに際し、立会確認を現地にて行いますので、退去日・引越し完了時間が決まり次第、2～3日前までに弊社へご連絡下さい。立会日時は10:00～17:00(水曜日を除く)までとさせていただきます。
特に月末は退去が集中し、時間調整が出来ない場合がございますのでご了承ください。
- 火災保険の解約、または住所変更手続きが必要です。火災保険担当までご連絡下さい。
- 退去時には公共料金（電気・水道・ガス）の精算、郵便転送の手続きをして下さい。
なお、後日誤って送付された郵便物等は、一切責任を負いません。
- 家財・物品・ゴミ等をすべて搬出し、ご清掃の上明渡し下さい。
・引越し時に発生したゴミは、各自でお持ち帰りいただくか、引越し業者等にて処分してください。万一、引越し時のゴミおよび家電製品等を当マンションまたは近隣のゴミステーションにて発見した場合は、ゴミ処分費・リサイクル料をご請求させていただく場合がございます。

以上が行われていない場合には、敷金の精算が開始されない場合がございますのでご注意ください。

株式会社セントラルハウジング 〒651-0094 神戸市中央区琴ノ緒町 5-2-2

TEL:078-261-0666 FAX:078-261-0090